

団 結

全国港湾労働組合連合会

22春闘大幅賃上げを獲得しよう!

西日本4港共同アピール

大港労協、神戸港湾、関門港湾と博多港湾の西日本4港は、「22港湾春闘をたたく西日本4港共同アピール」を発信し、「港湾労働の安全安心な環境整備」と「生活基盤の安定」を勝ち取るため22春闘を全力でたたかい抜くことへの決意宣言と全国へのアピールを行った。

共同アピールでは、地球温暖化による、私達の日常生活への影響で、脱炭素運動は重要であるが、その裏面には、雇用問題が発生していることが強調されている。また、ロシアのウクライナ軍事侵襲など、世界平和を破壊する行為への抗議や、コロナ感染症による国民生活の閉塞感を打開すべきと表明している。

西日本4港は、このような状況下で、あらゆる国内外の諸課題に港湾労働者の団結を強め、力強く対処していくことを呼びかけています。

リレー随筆

～「私のとても大きな金魚」～

教官部員の増山です。

今回は、気が付けば無意識に触っていたり、夜な夜な発情してはいないか気になり、プニプニ触ってみたりジッと観察したり。

「私のとても大きな金魚」です。長男がまだ小さい頃、川遊びをして小さな魚を捕ま



えた時に、帰りに小さい水槽を買って帰りました。淡水魚の飼育方法を調べて実践しているうちに、私が金魚にどっぷりハマってしまいました。

金魚の品種は「土佐錦魚トサキン」と呼ばれていますが、腹と体高は大きく育てると立派な金魚になります。

高知県の天然記念物に指定されている金魚です。尾が独特で、とても綺麗な尾

びれなんです。飼育方法も変わっていて、水槽ではなく、桶や鉢、セメントを練る時に使うトコ舟などを使い、水をろ過する機材も必要とします。基本的に屋外での飼育が良いとされています。太陽の光を浴びる事により、綺麗な濃い赤になるのです。自然の温度変化に対応できるので、水温が40度になろうと、水点下になろうと問題ありません。但し、綺麗な水で飼育することが必須になるので、毎日水を交換しないとダメです。毎日せっせと世話をし、春には人工授精で採卵し、子供を育てて成魚にする。

3年が過ぎ、かなり綺麗な金魚が育ったので、品評会に出そうと考えていたのですが、カラスに襲われて、仕事から帰ってきたら全滅していました。金網を張ったのですが、カラスは私よりも賢かったのです。カラス対策もすっかりやめて、次は鯉のような立派な和金を育てようと思ってきました。大きくなって立派な金魚は、かなり高額になるので、生まれ半ば位の小さな金魚を購入してしまいました。小指ほどの金魚ですが、有名な養魚場の金魚は育て甲斐があります。顔は小さく、腹と体高は大きく育てると立派な金魚になります。

高知県の天然記念物に指定されている金魚です。尾が独特で、とても綺麗な尾びれなんです。飼育方法も変わっていて、水槽ではなく、桶や鉢、セメントを練る時に使うトコ舟などを使い、水をろ過する機材も必要とします。基本的に屋外での飼育が良いとされています。太陽の光を浴びる事により、綺麗な濃い赤になるのです。自然の温度変化に対応できるので、水温が40度になろうと、水点下になろうと問題ありません。但し、綺麗な水で飼育することが必須になるので、毎日水を交換しないとダメです。毎日せっせと世話をし、春には人工授精で採卵し、子供を育てて成魚にする。



今度にはハクビシンでした。さすがに今回は、続ける気力も無くなり、生き残った金魚は、金魚屋に譲り飼育をやめました。この経験を活かし、老後は金魚名人になろうと野望を抱いております。

次号は石渡部員の記事になります。お楽しみに！

お知らせ

全国港湾第17回港湾労働セミナーは、昨年9月に開催された第14回定期大会において、開催が確認されておりましたが、3月9日開催の第1回中央闘争委員会（第8回中央執行委員会）において、今年5月の開催を延期することとし、中止については、5月、6月の新型コロナウイルス感染症の感染状況をみて判断することが決定されました。

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済

coop

港湾産別協定③1

～休日・休暇について③～

前々回は「休日(日曜と国民の祝日)」を獲得するまで数年に及ぶたかひがあり、港湾労働者・港湾産別にとつて「休日制度」がいかに大事であるかを確認しました。前回は「協定破棄・フルオープン」の提案という逆風があり、様々な取り組みを経て「日曜例外措置(一年協定)」の合意により、日曜作業は事前協議で対応してきた経緯にも触れてきました。

今回は「現行の週休二日制(産別協定29条)」を読んでいきます。協定文は次の通りです

第6章 休日・休暇 第29条 週休二日制

週休二日制に係る各地区、業種の取り扱いは従来通りの通りとする。

第1項 6大港の船内・船側沿岸については次の通りとする。

(1)その週に祝日のない土曜日は土曜休日とする。

(2)その週に祝日のある土曜日は土曜休日とする。

(3)上記(2)の土曜休日を休日とするために、土曜休日3日に対し夏季休暇1日を削除する。

第2項 6大港の船内・船側沿岸以外については、6大港の船内・船側沿岸に準じて関係労使で引き続き協議する。

第3項 地方港の週休二日制については、現行

協定の中で4週6休以上の実現を目標として引き続き協議する。

本文の、「従来通り」とあるのは、84年春闘で「東京・横浜・大阪・神戸の4港は、日曜出勤を行わない。但し、その対象業種は船内と沿岸とし、その他は、これを準用する」として、「週休二日制について84年6月1日以降、1人月間1日の休暇を土曜日又は月曜日に付与する」と確認したことに由来します。

この合意もその履行を巡って92春闘が決裂し、先に照会した「日曜例外作業措置」の協定が失効しました。そして、規制緩和反対のたたかいなど複雑な経緯をたどりながら、前回は記述した2001年のフルオープン協定につながっていきます。

この協定の前提には、「週における労働日は、月曜から金曜までとする」という協定第25条があります。そして、「休日は、日曜並びに国民の祝日に関する法律で定める祝日とする。休日の出動・就労は時間外労働とする」とした第28条の規定があります。

この時期、80年代から90年代は世界で規制緩和の政策のあらしが吹き荒れ、一方、労働者(当時)が年間1800時間労働の政策を打ち出す中で、産業的には週休二日制がほぼ定着していく時でもありました。こうした社会的な要請を受けて、6大港船内船側の労働者に、その「履行」については中々具体化に至りませんでした。背景には、週休二日制を実施する料金確保や港湾の特性ともいうべき流動性に人的にも産別要求として週休二日制を掲げてたかひ、14春闘で「6大港の船内・船側沿岸労働者以外の港湾労働者及びその他の港湾労働者は4週6休以上とする。なお、2020年までに全港・全職種に照会した「日曜例外作業措置」の協定が失効した「5・9協定(週休二日制)」の2・3項で直接的な適用対象としていなかった港・職種が、全港・全職種適用になっ

ていきます。実に、25年ものたたかひを経たなかでの到達で、「日曜・祝日完全休日」の要求を掲げた運動からは45年を経たことになりました。全国港湾が本年度で結成50年を迎えます。そして、「休日」の重さを感じ深く受け止めていたただけるのではないのでしょうか。とはいえ、一部職種においては、14春闘協定の「20年実施」が完全に履行できていません。21春闘・22春闘でも大きな争点となり、たたかひが続いています。次回、第30条「有給休暇」に進みます。